

寒川町農業委員会告示第7号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき面積を次のとおり定める。

平成28年4月1日

寒川町農業委員会会長 後藤 進



適用を受ける地区名	農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき面積
町内全域	30アール